

労働関係情報 CU 掲示板 2022年12月22日

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

● 岸田内閣支持率 25% 政権発足以降で最低 毎日新聞世論

調査 ... <https://mainichi.jp/articles/20221218/k00/00m/010/092000c>

毎日新聞は12月 17、18 の両日、全国世論調査を実施した。岸田内閣の支持率は25%で、11月 19、20 日の前回調査の31%から6ポイント下落し...

● 労組組織率 16.5%、前年比0.4ポイント低下／労働組合基礎調査

厚生労働省は12月 16日、2022年「労働組合基礎調査」結果を公表した。2022年6月30日現在の推定組織率は16.5%で、前年比0.4ポイント低下した。労働組合員数は999万2,000人で、同8万6,000人(0.8%)減少。パートタイム労働者については、140万4,000人で、同4万1,000人(3.0%)増加、組織率は8.5%で同0.1ポイント上昇。女性の労働組合員数は347万1,000人で、同2,000人(0.0%)増加、組織率は12.5%で同0.3ポイント低下。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/22/index.html>

● 第186回労働政策審議会労働条件分科会（資料）12月20日

資料 No.1 労働契約制度及び労働時間制度について（これまでの議論の整理②）

PDF形式：840KB <https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001026518.pdf>

● 学術会議の独立性を阻害しないのか...政府方針の「第三者委に ...

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/221380> 東京新聞 12月22日

日本学術会議は戦後の平和的な復興などを目指して1949年に創設。「独立して職務を行う」と日本学術会議法で規定され、科学者による軍事協力への反省も表明し...

● 民法協では、12月16日の閣議決定を受けて、本日付で、敵基地攻撃能力の保有及び軍事費の大幅な増額を定める安保3文書改定の閣議決定に反対する声明を出しました。

<https://www.minpokyo.org/statement/9470/> 12月19日

● 「雇止めは不当だ」東海大の非常勤講師が“異例の ... 静岡放送局 12月4日・東海大学 静岡キャンパスで勤務する非常勤講師らが2022年度限りの雇止めなどは不当として、ストライキを実施すると発表し...

<https://news.yahoo.co.jp/articles/3a7d9a5fa1e3cd8ef336e...>

● 建設国保 育成強化を/共産党議員団に全建総連が要請

<https://www.jcp.or.jp/akahata/aik21/2021-12-03/...>

建設国保 育成

強化を 共産党議員団に全建総連が要請..

しんぶん赤旗 12月3日

● 雇用共同アクション・春闘共闘 労働法制・規制強めよ 省庁に ...

miyamototooru.info/14749 宮本 徹ブログ (日本共産党衆議院議員)12月3日 「日々

の活動」より 全労連や全労協など幅広い労働組合でつくる雇用共同アクションと国民春闘共闘委員会は12月2日、衆院第1議員会館で、来年の通常国会で法案提出が狙われる「裁量労働制」の対象拡大や、労働政策審議会(労政審)での本格審議が狙われる「雇用の金銭解決」の中止などを求める五つの団体署名を提出し、厚生労働省などと交渉しました。

提出した署名は、①裁量労働の規制強化 ②解雇無効時の金銭救済制度の検討中止 ③無期労働契約を原則とするルール確立 ④大学教員・研究者の大量雇止め防止 ⑤労働者保護に資する労働条件明示義務の確立です。

● 女性への暴力なくせ/国際デー婦団連が国会前宣伝 しんぶん赤旗 11月29日

● 「ウーバーイーツ」配達員は労働者、団交権認める都労働委 ...

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/216132>

東京新聞11月26日 ウーバーイ

ーツの配達員がつくった労働組合が、会社側と団体交渉する権利を認めるよう求めた紛争で東京都労働委員会が。(池尾伸一、原田晋也、森田真奈子チーム?)

●【立ち読み 知識 ⑳】● 長らく自宅療養していた親の介護のために、一ヶ月半先

には退職することにした。有給休暇が25日ほど有り、会社にそれを使ってから退職したいと申し出たが、認められないから、すぐに辞めてくれ、と。(回答) 解雇は不当ですし有休は取れます。まず、有給休暇(労基法39条)は、労働者の在職中の権利です。使用者は、業務の都合で「取得時期の変更権」(同39条)を行使できますが、労働者の合意がある退職日延期は除き、申し出日までに取得させなければなりません。ましてや人手不足や過剰業務が常態ならば、有休を拒否することは出来ません。とにかく休んでしまいましょう。その後、有給分の支払いがなければ、労基署へ申告(同104条)し、さらに、簡易裁判所で数千円で一回の審理で済む少額訴訟(一回上限60万円、年10回まで)や、未払い分の同額を付加金請求(同114条)しても良いでしょう。

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-

10 東京労働会館1階 TEL03-3946-9277 FAX03-5395-3

242 (組合費 月2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。

駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と保存資料はCU東京HPへ。情報、連携先紹介は当発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp 前澤檀まで。